視 点　①インフラ・マネジメントの推進

　　　　　・建設事業の見直しと維持管理の重点化

　　　　　・ハードとソフト連携、施策のパッケージ化

　　　　②利用者の視点、ストックの活用

　　　　　・高速道路、港湾、鉄道などの利便性向上

　　　　　・ストックの組み替え、公共空間利用の規制緩和、

民間活力の導入、施設の適正管理

　　　　③連携・協働のシステムづくり、地域力の再生

　　　　　・笑顔と感謝を旗印とした“笑働OSAKA”推進

　　　　　・現場機能やノウハウを活かした地域支援の推進

目 標　①成長と活力の実現（中継・ハイエンド都市）

　　　　②安全と安心の確保（安全・安心ナンバーワン都市）

　　　　③都市魅力の向上（ミュージアム都市、

水とみどり豊かな新エネルギー都市）

「マネジメントとクリエイション」

（都市経営と施策創造）

理 念

進行管理

　○PDCAサイクルに基づき、施策の効果検証、進捗管理、

計画内容の見直しを適時に実施。

２．基本方針

(1)にぎわいの創出

規制緩和や民間の資金・ノウハウを活かしたにぎわい創出や地域資源を活かした魅力づくりを推進。

・歴史と文化を活かしたまちづくり

・道路の無電柱化　　 ・水都大阪の推進

・水辺のにぎわい創出（箕面川床など）

・土木歴史遺産の継承（狭山池）

・魅力を高める公園づくり

・地域や企業と一体となった公園づくり

（泉佐野丘陵緑地）・公園のにぎわい創出

・港湾のにぎわい創出 ・地方港湾の再生

(2)環境の保全と創出

環境負荷の低減に向けた取組や、公共空間を活用した新エネルギーの創出・活用を推進。

・みどりの風を感じる大阪の実現

・LED照明灯の導入促進（道路、公園）

・大阪湾や河川などの水質改善

・府営公園における環境、エネルギー学習

・新エネルギーの活用促進

(3) まちづくり支援

地元住民や市町村など多様な主体と連携・調整を図りながら、地域の個性あふれるまちづくりを支援。

・安心安全なまちづくり（防災・防犯）

・地域の活性化・地域力再生　など

【体系３】

都市の魅力づくり

(1)減災のまちづくりの推進

(「逃げる」「凌ぐ」「防ぐ」施策の組合せ)

　**①地震防災対策**

・地震・津波対策(防潮堤液状化対策等)

・広域緊急交通路ネットワークの強化

・その他都市インフラの耐震対策

(橋梁等、岸壁、鉄道施設、下水道施設)

・公園の防災機能強化・まちの不燃化

・流域下水道防災システムの整備

**②治水対策・土砂災害対策**

・洪水リスク公表、防災情報提供機能強化

・農業施設の治水活用等

・寝屋川流域総合治水、安威川ダムの推進

・雨水ポンプ場の計画的な改築・更新

・土砂災害警戒区域等の指定完了

・土砂災害特別警戒区域からの移転・家屋

補強等への助成

(2)交通安全対策の推進

　**①総合的な交通安全対策の推進**

・歩道整備(用地買収の協力度等地域状況を総合的に勘案して着手)歩行空間確保(路肩カラー化　など)、

交通安全普及啓発

・「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例(仮称）」の制定など、自転車総合対策の推進

**②バリアフリー化の推進　など**

【体系２】

減災、安全・安心のまちづくり

(1)物流・交通ネットワークの強化、

 交通渋滞の解消

**①インフラ・ストックの利便性向上**

◇高速道路ネットワークの有効活用

(高速道路料金体系の一元化など)

◇港湾運営会社の経営統合・大阪湾諸港の港湾管理の一元化

◇公共交通の利便性向上、利用促進

**②道路ネットワークの機能強化、港湾の**

**機能強化、鉄道ネットワークの充実**

◇幹線道路ネットワークの強化

◇岸壁の整備、企業立地の促進

**③慢性的な交通渋滞の解消**

ハードとソフトを組み合わせた総合的

な渋滞対策の推進

・交差点改良、鉄道の連続立体交差事業

・高速道路への誘導の検討　など

　※最新の渋滞状況の把握に努め、対策内容等を見極める。

(2)都市拠点形成と都市再生

（まちづくりとリノベーション）

　 **①都市拠点形成（まちづくり）**

　　 箕面森町、彩都、鉄道沿線まちづくり

幹線道路沿道まちづくり

**②都市再生（リノベーション）**

　　 うめきた、土地区画整備事業、

市街地再開発事業、再々開発

【体系１】

都市の成長を支えるインフラの強化

「大阪府都市整備中期計画（案）【H28.3改訂】」の概要

計画の性格

○都市インフラ政策の中長期的展望

　・近年の社会情勢変化や都市整備上の課題、大阪の成長戦略や財政運営の方向性を踏まえつつ、「都市インフラ政策の中長期的展望」として、広く関西圏を見据え、計画・建設・維持管理・地域協働等にわたる施策推進の方向性を示す指針。

○計画の対象期間　「概ね30年先を見通しつつ当面の10年間」

　　　　　　　　　　（平成23年度から平成32年度まで）

１．計画改訂の趣旨

○改訂の趣旨

・計画期間の中間年を迎え、施策の進捗等について点検を実施

点検で得た課題への対応と策定以降に生じた新たな取組を反映

○計画の点検結果（PDCAサイクルに基づく計画の点検）

・全体的に施策の進捗はほぼ計画どおりの進捗する一方、一部の施策進捗の遅れが発生。

（課題：工法変更に伴う供用遅延、用地買収難航、国予算確保）

○社会情勢の変化と新たな取組

◇東日本大震災後の取組

・府域の詳細な被害想定と対策等について検討

⇒**「都市整備部地震防災アクションプログラム」の見直し**

◇人口減少・超高齢社会の到来

・府外への企業流出を抑制する産業用地の整備

・災害対策の推進、交通インフラの充実による定住魅力の創出

◇国際的な都市間競争の激化

　　　・産業・観光・ビジネスを下支えする交通インフラの充実

　　　　⇒高速道路料金体系の一元化・港湾運営会社の経営統合の

取組、**「公共交通戦略」の策定**

◇都市インフラの老朽化

・予防保全による長寿命化、老朽化に伴う事故が全国で顕在化

　　⇒**「都市基盤施設長寿命化計画」の策定**

４．計画の推進に向けて

 (１)プロジェクト・マネジメントによる都市整備事業の推進

・リスクやスケジュール、人的・予算的制約等などを組織で共有し、

様々な課題等に的確かつ迅速に対応しながら、品質の確保に関する

取組を行い、事業の推進を図る。

 (２)円滑な用地取得の推進

・インフラ整備に必要不可欠である事業用地を計画的に取得するため、

人材の育成・確保や公社の活用など、持続可能な体制を構築。

(３)技術の継承と持続可能な人材育成システムの構築

・様々な手法による技術力向上の取組を行うとともに、

持続可能な人材育成のシステムを構築。

(４)「地域維持管理連携プラットフォーム」の実践

・土木事務所が中心となり、維持管理に関する情報共有や

技術力の向上、市町村の技術支援など様々な取組を行い、

地域単位で一体となった都市インフラの適切な維持管理を推進。

５．資料編　・施策の考え方（整備着手の考え方など）　・計画の点検結果（施策の進捗状況など）　・インフラの整備効果（ストック効果）



【インフラ事業の中長期的マネジメントイメージ（概ね30年後）】

３．アクションプログラム

１　施策全般の考え方

（１）「インフラ戦略」の推進

**①大阪の将来に必要なインフラ整備の推進**

　　・産業政策、総合特区、物流戦略、防災力強化など、広域的な

都市経営の観点から、**大阪の将来に必要なインフラ整備を推進**

し、財政規律を踏まえ、整備手法や財源確保策等を全庁議論。

**②戦略的な維持管理の推進**

・都市基盤施設長寿命化計画に基づく「効率的・効果的な維持

管理」の推進。

・施設用地の適正管理・利活用

（２）施策・事業の重点化

　　ストック効果やインフラを賢く使う視点を重視しながら、**施策・**

**事業の重点化を図る**とともに、ソフト対策を戦略的に組み合わせ

ることによって、施策・事業のより効率的な効果発現に取り組む。

・道路整備の重点化 ・治水対策の推進、土砂災害対策の推進

・下水道施設の改築更新への重点化

・都市計画の見直し（道路、公園・緑地）

２　重点施策の体系

